

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公開番号】特開2014-150908(P2014-150908A)

【公開日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-045

【出願番号】特願2013-21828(P2013-21828)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 U

A 4 1 B 13/02 T

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月2日(2016.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに直交する横方向、前後方向、及び上下方向を有し、前記横方向に延びる前ベルト及び後ベルトと、前記上下方向に延びて前記前後ベルトに接合される股間パネルとを備え、

前記前後ベルトのそれぞれに、前記横方向に延びる複数条の胴回り弾性部材が伸長可能に位置し、前記股間パネルの両側縁部に脚回り弾性部材が伸長可能に位置し、前記前後ベルトの側縁部どうしがシーム部において接合されて、前記前後ベルトの上端部により胴回り開口縁が形成され、前記前後ベルトの下端部と前記股間パネルの両側縁部とにより一対の脚回り開口縁が形成される低月齢児用のパンツ型おむつであって、

前記前後ベルトの前記シーム部における接合を解いて前記おむつを平面状に伸展したとき、前記前後ベルトの前記上端部どうしの間の離間寸法が300mm～400mmの範囲にあり、

前記シーム部を横切る前記胴回り弾性部材の内、前記前ベルトの前記下端部に最も近い前記前ベルト側の前記胴回り弾性部材と、前記後ベルトの前記下端部に最も近い前記後ベルト側の前記胴回り弾性部材との離間寸法が、前記前後ベルトの前記上端部どうしの間の離間寸法の少なくとも55%であることを特徴とする前記おむつ。

【請求項2】

前記脚回り弾性部材及び前記胴回り弾性部材が前記伸長状態にあるとき、前記一対の脚回り開口縁のそれぞれの周長が330mm～430mmの範囲にある請求項1記載のおむつ。

【請求項3】

前記胴回り弾性部材が前記伸長状態にあるとき、前記胴回り開口縁の周長が550mm～650mmの範囲である請求項1または2記載のおむつ。

【請求項4】

前記前後ベルトの前記横方向の寸法に対する前記股間パネルの前記横方向の寸法の比率が少なくとも50%である、請求項1～3のいずれかに記載のおむつ。

【請求項 5】

前記胴回り弹性部材の伸長倍率よりも、前記脚回り弹性部材の伸長倍率の方が高い、請求項 1 ~ 4 のいすれかに記載のおむつ。

【請求項 6】

前記おむつを前記前後ベルトの前記側縁部の接合を解いて平面状に伸展したとき、前記股間パネルの前記両側縁部に沿って一対の立体カフが設けられ、前記立体カフは前記股間パネルの前記両側縁部に並行に延びる固定縁部及び自由縁部と、前記固定縁部及び前記自由縁部に直交する両端部とを有し、前記自由縁部には立体カフ弹性部材が伸長状態で取り付けられ、前記両端部において、前記自由縁部が前記おむつの前記横方向における外方に向けて折り返されて前記前後ベルトに対し接合されている、請求項 1 ~ 5 のいすれかに記載のおむつ。

【請求項 7】

前記脚回り弹性部材と前記立体カフ弹性部材の伸長倍率が互いに等しい、請求項 6 に記載のおむつ。